

## 第3回検討会における主な指摘事項 [議事録抜粋]

### 1. 法制度に関する事項

#### (1) 消費者契約法

- (a) 民法で仮に献金が契約に当たるとしても、結局、消費者契約法上の対象にならなければ取消しはできない。そうすると、献金が仮に契約に当たるとしても、消費者契約法上で取消しができない場合はどういう場合があるかということは整理しておく必要がある。
- (b) 靈感商法等の取消権が使われた裁判例が見当たらないという事実も踏まえれば、つけこみ型の加害要件というのを包括的な救済条項として消費者契約法の取消権の対象にするべき。また、客観的な立証を実現できる方策を考えるべき。
- (c) 消費者契約法の改正の際にもつけこみ型の包括的条項の導入が検討されてきたが、なかなか合意が得られず、議論を重ねる中でだんだん細かい規定になっている。その細かい規定をもう一度細かく変えようという話をして根本的な救済にはならない。したがって、もう少し大きな視野で細かいものを大きく包み込むような規定の導入を考えた方がよいのではないか。
- (d) 靈感商法の現場でいつも感じていることは、多くの被害者は3年前の被害であり、現在の被害者は相談に来ない。消費者契約法というのは、基本的に一回的な不安をあおっている場合に取消しの対象としている。ところが、靈感商法の場合は、状況の設定が既になされて、ずっと不安の状態になっている。そうすると、不安をあおる行為がなされなくとも自動的に献金をするということが往々にしてある。
- 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足という、今見えている事情なのだけれども、自分たちがやった行為を利用して相手方が合理的な判断をすることができるない事情に陥れて、その事情を利用するということがないと、なかなか簡単に自動的な献金に適用できないのではないか。裁判の現場では、構成要件該当性がとても重要なので、要件に当たらなければ取消しができないという判例が出てしまうということを考えると、ここは具体的に列挙する必要がある。
- (e) 民法上の公序良俗違反による無効については、要件があまり明確ではない部分が逆に使いやすいところであるとも言われている。ただし、使いやすい法理だけれども、要件が明確ではないのでなかなか手を出しにくいという部分もある。そこで、その守備範囲をもう少し拡充していくのも1つの方法と思う。

(f) 消費者契約法は取消権について時効があり、2016 年の改正により当初の 6 か月から 1 年にその期間が延びたが、1 年でも短い（注：追認をすることができますの時から 1 年間、契約の締結時から 5 年間）ということは、民法や消費者法の世界で從来から議論されている。現行法では限界があるということであれば、取消権の時効期間をもう少し延長するような形で対応しなければいけない。

## （2）いわゆる寄附の位置付け

(g) 献金の性質に関して、これまでいろいろな本を読んでもきっちと書いてあるものがない。そのために、裁判で争われるというのが実際の経過である。

(h) 契約の中核は拘束力にあって、献金の中核は双方に拘束力がないというところにあるとすると、拘束力のない献金を拘束力のある契約と見るのは基本的には難しい。かなり特殊な方式のごく一部の献金を契約と捉えてみても、ほとんどは網から抜けてしまうので、契約については契約として今の消費者契約法を改正して網を広げる必要がある。そして、献金については献金として新しく規制の網をかける必要がある。

(i) 献金というのが契約の性質を持つ場合と契約の性質を持たない場合があり、そこの線引きがなかなか難しいところがある。例えば、金額を明示して勧誘したような場合には、契約と捉えられる場合が多いのではないか。

贈与契約とみるとしても贈与者に財産権移転義務が生じるのか。負担付贈与としても、例えば、読経を負担といえるのかという論点がある。

他方で、捉えきれない部分もある。その場合に、新しい献金というもの、献金だけを念頭に置いた規定というのがいいのかどうかはまた考える必要があると思うが、新たな規制を考えていくことは大事。

(j) 実際のカルト的な宗教の被害救済をやっていると、統一教会以外でもそうですけれども、「以上」と書いてある定価表が多い。社会的には「以上」と書いてあつたら、普通はその金額を出す。お祓いで 1 万円以上と書いてあつたら 1 万円を出すことが決まっているのであれば、それは定価と見るべき。「以上」と書いてあればそれは定価というような考え方ができるのか。

(k) 「1 万円以上」というのが果たして金額の明示にならないのかというと、「1 万円」と明示したうえで「以上」と書いてあるということは、最低 1 万円という形である種の金額は明示していると考えられる。その意味では、「1 万円以上」と書いてあっても、これは金額を明示したものとして、契約と捉えることができるのではないか。

(l) 公益法人にも寄附要求についてのルールがあるので、宗教法人にも規制があ

ってしかるべき。ただし、こちらは宗教法人特有のマインドコントロールという特性に配慮して、つけこみ型、目的秘匿型、こういう献金については取消による救済ということを本格的に考えるべき。

- (m) 事業者でもある宗教団体に直接的に働きかけるものとして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の「寄附募集に関する禁止行為」は参考になる。不適切な寄附募集行為を未然に防ぐ方法として、自由な意思決定ができる環境を整えるという意味からも、宗教法人法への導入の検討があってもよいのではないか。

### (3) 法人の解散命令等

- (n) いわゆる旧統一教会の関係も、本来であれば、既に宗教法人法の質問権で調査をして、解散命令要求の必要性があるのかどうかは判断されているべきだったのではないか。
- (o) これまで宗教法人法の質問権や解散命令請求権について、所轄庁は自らの権限や職責の範囲を狭く解してきた。実際に法律で質問権とか報告徴収権、条件付の立入権なども認められている中で、このように自らがなすべき権限あるいは責任を小さく考えてきたということは實際にあると思う。

もちろん、所轄庁の体制を強化する必要がある。また、体制の強化は必要だが、それだけでは十分ではないので、例えば消費者問題があまりにも山積している状況のときには、消費者庁の大臣が質問権発動のトリガーを引くことができるような改善、あるいは「調査できる」という規定を「しなければならない」という規定に置き換えるというように、工夫の余地があるので、そういったことも宗教法人法の改正案として提言できればと思う。

- (p) 税優遇のうまみを前提とした搾取のシステムを壊す必要がある場合には、宗教法人としての法人格を剥奪するということには大きな意味がある。

法としては、問題が疑われたときに質問権などで調査をして、その結果に基づいて必要があれば解散請求をかけるというるべき流れが流れていない。この流れが機能するように、運用の改善並びに法改正の具体的な検討が必要。認証取消の1年という期間が短過ぎるのではないかという論点もあるし、あるいは解散しないまでも税優遇などを剥奪するというメニューを設けるという検討もあっても良い。

- (q) 会社解散命令が消費者庁でも協働してできるのであれば、宗教法人の解散命令でも同じことが言える。悪徳事業者に、会社と宗教法人、両方を悪用する場合があるから、そういう場合は宗教法人法上の解散命令をやりやすくするとい

う手法が必要ではないか。

- (r) 民事事件が相次いで最高裁まで行って、旧統一教会の違法性が認められているときに、刑事事件ではないと駄目というのは、民法と刑法の違いみたいなものはあるかもしれないが、民事ルールというものに対する行政の無理解があるのでないか。
- (s) 解散しても（団体が）残ることを前提に議論するのは無意味。やはり解散させることの重要性を考えると、行政的な手続の重要性はこういった被害に関しては明らか。今まで放置したこと、問題点の一つには行政的な手續がなされなかったことがあると思うので、そこは柔軟に考えたほうが良い。

#### **(4) その他**

- (t) 日本の旧統一教会に献金させるのではなくて、韓国の旧統一教会に献金させる、直接お金を持っていかせることも脱法行為としてよくやられている。これは二重の脱法行為であり、日本法の適用をさせない。もう一つは、外国為替管理法違反の行為、個々の信者にお金を持っていかせることによって脱法するもの。
- (u) 法の適用に関する通則法の第 11 条に消費者契約の特例が規定されており、消費者の常居所地、要するに消費者が住んでいるところの法律を適用するというルールもある。ただし、消費者契約ということで捉え切れない部分をこの規定だけで解決するのは難しいのではないか。

### **2. 周知啓発・消費者教育に関する事項**

### **3. 相談対応に関する事項**

### **4. その他**

（※）第 3 回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。